

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	健康増進に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

みよし市は、健康増進に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

みよし市長

## 公表日

令和5年4月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進に関する事務
②事務の概要	健康増進事務は、健康増進法に基づき、健康教育、健康相談、訪問指導、各種健診(検診)、統計報告資料作成、データ分析処理など、市民の健康増進のために必要な事業を推進する。 本事務における特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①事業対象者の確認、抽出 ②健診(検診)受診券の発行 ③健康教育、健康相談、訪問指導 ④健診(検診)未受診者への受診勧奨 ⑤要精密検査者への精密検査受診勧奨 ⑥健康増進記録の作成及び管理
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
健康増進ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第1の76項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第2 【別表第2における情報提供の根拠】 : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「健康増進法による健康増進事業に関する情報」となっている項 (102の2の項) 【別表第2における情報照会の根拠】 : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第二欄(事務)に「健康増進法による健康増進事業に関する事務」となっている項 (102の2の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部保険健康課
②所属長の役職名	保険健康課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 〒470-0224 愛知県みよし市三好町小坂50 (0561)32-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉部保険健康課 〒470-0295 愛知県みよし市三好町小坂50 (0561)32-2111

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	IV リスク対策		新規作成	事後	
令和2年3月12日	全項目(評価再実施)			事前	
令和3年12月17日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表第一項番76	・番号法第9条第1項、別表第一項番76 ・番号法別表第一の主務省令で定める命令第54条	事前	
令和3年12月17日	I 関連情報 3. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	
令和3年12月17日	I 関連情報 3. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	—	・番号法別表第2 102の2	事前	
令和3年12月17日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託	[O]委託しない	[ ]委託しない	事前	
令和3年12月17日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	—	十分である	事前	
令和3年12月17日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[O]委託しない(入手) [O]委託しない(提供)	[ ]委託しない(入手) [ ]委託しない(提供)	事前	
令和3年12月17日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事前	
令和3年12月17日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事前	
令和5年4月1日	I 関連情報 5 ①	子育て健康部健康推進課	福祉部保険健康課	事後	
令和5年4月1日	I 関連情報 5 ②	健康推進課長	保険健康課長	事後	
令和5年4月1日	I 関連情報 8	子育て健康部健康推進課 〒470-0224 愛知県みよし市三好町陣取山54 (0561)34-5311	福祉部保険健康課 〒470-0295 愛知県みよし市三好町小坂50 (0561)32-2111	事後	